

## 随意契約理由書

件名	千里東町外回り線街路灯緊急工事
契約の相手方	西田電気株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
随意契約理由	<p>本工事は、千里東町外回り線に設置されている道路照明灯の電源供給経路の改修を行うものです。</p> <p>当該道路照明灯の電源供給元の電柱が撤去されることとなり、電源喪失により付近一帯の道路照明灯が不点灯となることから、交通安全上や防犯灯において、市民生活に著しく支障が生じる恐れがあるため、早急に電源供給を確保する必要があります。</p> <p>つきましては、当該箇所を建設時に施工し現場を熟知した業者であり、早急な対応が可能である西田電気株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約を締結するものです。</p>
備考	